

九月定例町議会

九月定例町議会は、十四日招集され、会期九日間わたって、児童交通公園条例の制定など議案十七件、議員提出の意見書二件、請願、陳情四件などが慎重に審議されました。また、二十一日の一般

行政に対する質問には四人の議員が質問に立ち町長の施政を正しました。この日は、寿学級生(高令者学級)など二十人が傍聴に訪れ議会の様子を真剣に勉強していました。

審議案件(要旨)

- 〇新潟県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加および規約の変更
- 〇新潟県消防団員等公債組合の加入により規約の変更が生じたため。
- 〇新潟県自治会館管理組合規約の変更
- 〇聖籠村が、五十二年八月一日町制を施行したため。
- 〇新潟県町村人事々務組合の規約の変更
- 〇聖籠村が聖籠町になったことなどによるもの。
- 〇新潟県交通災害共済組合規約の変更
- 〇聖籠村が聖籠町になったため
- 〇新潟県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の名称変更および規約の変更
- 〇聖籠村が聖籠町になったため
- 〇新潟県消防団員等公債組合の規約の変更
- 〇新潟県自治会館管理組合規約の変更
- 〇石黒直正氏(小平方)が選任
- 〇教育委員会委員の任命
- 〇笠原文雄氏(木場)が再任
- 〇農業共済事業運営協議会委員の委嘱
- 〇鳴海敏雄氏(立仏) 萩野誠平氏(板井)に

- 〇六十〇一六万三千円を補正し、総額二億二千八十七万七千円に。
- 〇五十二年度ガス事業会計補正予算(第一回)
- 〇五十二年度農業共済事業特別会計決算認定
- 〇五十二年度水道事業会計決算認定
- 〇五十二年度ガス事業会計決算認定

〇老人医療費の「有料化」に反対する請願
不採択

〇町道昇格及び舗装についての陳情
採択

議会短信
上越新幹線対策
特別委員会を開く
八月二十六日に引続き九月二十九日鉄道建設公団と協議会を開き工事着工に伴う諸問題及び開通後の公害にかかわる問題点について協議を行いました。

正副議長
長野県へ行政視察
十月三日から五日において、西蒲原郡町村議会議長会(会長江端修吾)主催による、郡内正副議長事務局長の行政視察が行われ、長野県丸子町議会を訪問し、公害対策及び議会運営についての研修を行いました。

議長、地方自治法施行三十周年記念式典に参列
十月六日東京国立劇場において天皇陛下ご臨席のもとで地方自治法施行三十周年記念式典が行われ、自治大臣の招待で郡議長会を代表し、本町議長が式典に参列しました。

県下町村議会議員研修会が開かる
十月七日新潟市公会堂において地方議会議員の資質の向上並びに住民自治の精神を議会活動の上に充分反映させ町村自治の健全なる繁栄を図ることを目的として、県町村議会議員会が開かれ本町議員も多数参加しました。



〇町立板井小学校特別教室の新築設置(保健室二階棟上げ)と家庭科教室の設置
山田、立仏、柳作、善久に関連する町道認定の請願

わたしたちと国民健康保険

(その3 給付)

保険給付とは

わたしたちが病気のやがをして、お医者さんにかかったとき、あるいは出産や死亡などがあったときには、国保は現物の給付をしたり現金の支給をしたりします。これを「保険給付」といいます。そしてこの保険給付が実は国保の目的なのです。

保険給付には、法定給付と任意給付とがあります。法定給付とは絶対に給付しなければならないもので、任意給付とは給付の額や給付するかどうかは保険者が独自に定めるものです。現在給付しているものは、つぎの表のとおりです。

●法定給付

こんなとき	受ける給付	その条件
病気になったとき、けがをしたとき、歯が痛いとき	完全には治るまでかかれば3割を、お医者さんが負担し、残り7割を国保が負担します。	国保を取り扱っている医療機関へ被保険者証を提出する
やむを得ない事情で被保険者が病室に入ったとき	事前に(やむを得ないとは事後でも)国保の承認が必要	真にやむを得ない事情かどうかを国保で審査しよう
付き添い看護婦をやったとき	かかった費用について国保が審査し決定した額の7割を払いもどします。	事前に(やむを得ないとは事後でも)国保の承認が必要
あんま、はり、灸の施術を受けたとき、柔道整復師の施術を受けたとき	保険医の同意書が必要。ただし柔道整復師の施術を受ける場合は不要	保険医の同意書が必要。ただし柔道整復師の施術を受ける場合は不要
コルセットを作ったとき	保険医の証明書が必要	保険医の証明書が必要
重病人を自動車で入院、転院させたとき	事前に(やむを得ないとは事後でも)国保の承認が必要	事前に(やむを得ないとは事後でも)国保の承認が必要
一ヶ月に3万9千円以上の治療費を支払ったとき	3万9千円をこえた額の全額を療養費払いとして支給します。	所定の「高額療養費支給申請書」を提出する

●任意給付

子どもが生まれたとき	助産費6万円が支給されます。
出産し子どもを保育するとき	育児手当金6千円が支給されます。
加入者が死んだとき	葬祭費1万5千円が支給されます。

高額療養費支給制度

問い 高額療養費支給制度というものがあり、月3万9千円以上は、お医者さんに払う必要はないとききました。どんな場合でも、月3万9千円以上は払わなくてもよいのでしょうか。

答え ひどりの被保険者が、お医者さんにかかって、一つの病院や診療所に一ヶ月に3万9千円以上の自己負担額(医療費の3割)を

支払った場合は、その3万9千円をこえた額は、全額国保が負担して、あとで被保険者に払いもどされます。これを、高額療養費支給制度といえます。

つまり、被保険者は、どんなに重い病気やケガになっても、医療費の自己負担額は月3万9千円までということになります。

ただし、これについては、いろいろの条件がついています。詳しくは保健衛生課へ

52年度自治功労者を表彰

本町の自治振興、公益等に功労のあった者、又本町の行政に積極的に協力した者として、次の二十四名の方々が去る九月二十二日表彰をうけました。

一、本町の自治振興並びに公益の伸張につくしその功労特に顕著である者又

- は団体
大橋憲司(黒崎町寺地 一〇五九)
- 片岡マツノ(鳥原五七 六)
- 高橋正平(大野三二八七ノ二)
- 早川平三郎(金巻一一七ノ二)
- 宗村長男(鳥原野田 五五四ノ一)
- 阿部清一郎(立仏六 四)
- 大野周助(金巻一一三)
- 時田善一(大野三三七一の甲)
- 白井 弘(大野三六二)
- 鈴木源吾(善久九九〇)
- 浅間常平 住民課長 二八年
- 富岡一久 厚生課長 二七年
- 菊地八重子 保健衛生課 二七年
- 長谷川四郎 企業課 二六年
- 宗村栄助 総務課長 二六年
- 大谷要治 建設商工課長 二六年
- 宗村行雄 住民課 二六年
- 一、住民の模範となるべき篤行者又は団体
小林吉平(北場二ノ一)
亀倉宇吉(金巻二〇一八ノ一)
一、再度表彰
高橋佐治郎(木場二四三三)
永井武志知(板井五八四)
笹川盛市(鳥原一六七六)
渡辺修平(黒鳥四八五七)

